

(平成23年9月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年9月から48年3月までは6万円、同年4月から同年6月までは7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月1日から48年7月1日まで

A株式会社B工場には、昭和47年9月1日から正社員として勤務していたのに、日本年金機構から送付された年金の加入履歴を確認したところ、申立期間が、厚生年金保険の未加入期間となっていたので驚いた。

当時、同じC部門に勤務していた同僚4人に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A株式会社B工場に在職していた全期間において加入していると聞いたので、自分が未加入となっていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人のA株式会社B工場における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和48年7月1日と記録されているところ、D保険組合から回答があった申立人の加入記録（昭和47年8月18日取得から平成12年1月1日喪失まで）及び雇用保険の加入記録（昭和47年9月1日取得から平成11年12月31日離職まで）から、申立人が、申立期間において、同事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A株式会社B工場は当時の厚生年金保険の加入の取扱い等については、書類が保存されていないので不明であると回答しているが、申立期間当時の同僚13人に照会し、回答があった8人（申立人が、当時同じC部門に勤

務していたとして名前を挙げた4人のうちの3人を含む)全員が申立人を覚えており、申立人が臨時雇用であった旨や、入社後、申立人の業務内容や勤務形態に変更があった旨の証言は無かった上、そのうちの一人で工場責任者であったとする者は、「当時、A株式会社では、入社したら直ちに健康保険、厚生年金保険、雇用保険の手続をしていたはずである。」と回答しているところ、当該事業所から提出された社員名簿の記録又は公共職業安定所の回答から、当該事業所における雇用保険の加入記録が確認できた従業員30人(申立人が、当時同じC部門に勤務していたとして名前を挙げた4人を含む)のうち28人は、厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格の取得日が一致しており、残りの二人についても、取得日はおおむね一致していることから、当該事業所では厚生年金保険と雇用保険に同時に加入させる取扱いとしていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代で同職種の同僚に係る社会保険事務所(当時)の記録から、昭和47年9月から48年3月までは6万円、同年4月から同年6月までは7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の書類は保存していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 12 月 1 日から 41 年 3 月 31 日まで  
② 昭和 42 年 9 月 21 日から 44 年 8 月 5 日まで

A株式会社B工場に勤務していた期間の一部と、C株式会社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入期間は、脱退手当金を受給した記録となっているが、申請をしたことも受給したことも無いので、申立期間について記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立人の脱退手当金は、申立期間①と②の間にある被保険者期間4か月（昭和41年12月1日から42年4月9日まで）については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、この未請求となっている被保険者期間については、申立期間①に係るA株式会社B工場と同一の事業所における被保険者期間であり、申立期間①及び②と同一の厚生年金保険被保険者台帳の記号番号で管理されている上、申立期間②のC株式会社における被保険者期間（23か月）のみでは脱退手当金の受給要件（24か月以上）を満たしていないことを踏まえると、同一の事業所において2回の厚生年金保険の被保険者期間があるにもかかわらず、申立人が申立期間①（3か月）のみを請求し、この未請求となっている期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金の支給決定（昭和44年10月15日）から約5か月後（昭和45年3月13日）に国民年金の被保険者資格を取得し、国民年金保険料を納付していることから、公的年金に対する関心はあったものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成20年3月21日  
② 平成21年3月10日

年金の記録を確認すると、支給された賞与に基づく、標準賞与額の記載が漏れていた。

事業主も届出が漏れていたことを確認し、賞与支払届を年金事務所に提出したが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第75条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことであった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（標準賞与額）として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A農業協同組合から提出のあった給与支払明細票（控）から、申立人は、申立期間①及び②に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額の

それぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、給与支払明細票（控）において確認できる賞与額から 22 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年3月10日

年金の記録を確認すると、支給された賞与に基づく、標準賞与額の記載が漏れていた。

事業主も届出が漏れていたことを確認し、賞与支払届を年金事務所に提出したが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第75条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことであった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（標準賞与額）として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A農業協同組合から提出のあった給与支払明細票（控）から、申立人は、申立期間に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、給与支払明細票（控）において確認できる賞与額から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を6万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年3月21日

年金の記録を確認すると、支給された賞与に基づく、標準賞与額の記載が漏れていた。

事業主も届出が漏れていたことを確認し、賞与支払届を年金事務所に提出したが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第75条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことであった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（標準賞与額）として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A農業協同組合から提出のあった給与支払明細票（控）から、申立人は、申立期間に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、給与支払明細票（控）において確認できる賞与額から、6万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 旭川厚生年金 事案892

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月2日から46年5月31日まで

数年前、社会保険庁（当時）の諸問題が発覚したため、A社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、結婚前の旧姓の時の加入記録が漏れていることが分かったので、調査を依頼した。A社会保険事務所からは、昭和42年から46年までの間に、株式会社BとC株式会社の二社で厚生年金保険の加入記録が確認できたが、前者を辞める時には脱退手当金が支払われているので、後者の加入記録のみを加算するというこ  
とで、合計加入期間が訂正されて決着した。

何の証拠も無く、私の記憶のみであったが、社会保険庁の記録が確実に訂正されたので、これで私に関わる年金問題は一切解決したものと安心して、気に掛けることもなくいた。

それから数年たった先日、日本年金機構から、何の照会に対する回答か分からないが、「被保険者記録照会回答票」なるものが届き、内容を確認すると、C株式会社における厚生年金保険の加入期間に係る脱退手当金を受け取ったことになっていた。

申立期間について、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、数年前に新たに見つかった厚生年金保険の加入記録のうち、株式会社Bにおいて厚生年金保険に加入していた期間については、脱退手当金を受給した記録となっているが、申立期間に係るC株式会社における加入期間については、そのまま厚生年金保険の加入記録として訂正された旨を主張している。

しかしながら、申立人の申立期間のC株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記

されているとともに、申立人の脱退手当金は、株式会社Bにおける28か月の加入期間とC株式会社における14か月の加入期間を合わせた42か月の月数及び標準報酬月額により支給された記録となっており、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、前述のC株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和48年7月27日付けで氏名変更の記録が記載されており、同年8月16日に支給決定された脱退手当金の裁定請求に伴い当該処理がなされたものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。